

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 4 月、57 年 3 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、58 年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 4 月
④ 昭和 57 年 3 月から同年 8 月まで
⑤ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 58 年 4 月から同年 8 月まで
⑦ 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私は、勤めていた会社を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を数か月に一度、金融機関の窓口で納付していた。保険料を納付していたことを示す領収書や資料は無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の国民年金保険料は妻が納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間に関する妻の保険料については、申立期間①を除き全て納付されており、申立人が厚生年金保険被保険者であった申立期間③後の任意加入対象期間においても、妻は国民年金に任意加入し、保険料を納付していることが確認でき、妻は、当時、保険料を納付するよう努めていたことがうかがえる。
- 2 国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年

3月頃にA市において払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した50年1月23日（後に、年金記録整理のため同年1月24日に訂正）に遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期（53年3月頃）を基準とすると、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を現年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、妻の国民年金加入手続は、上述の申立人の加入手続が行われた年度と同一年度内の昭和52年12月頃に行われ、被保険者資格を同年8月に遡って取得し、その妻の加入手続が行われた年度の国民年金保険料は、納付済みとされていることが確認できる。このため、妻と同一年度内に加入手続が行われていた申立人に係る申立期間②の保険料についても、妻が同様に遡って納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間③については、オンライン記録によると、直前の昭和53年度の国民年金保険料は納付済みとされており、これに引き続く申立期間③の保険料について納付されていなかったとする事情は見当たらない。

加えて、申立期間④及び⑤については、オンライン記録及び申立人が昭和55年頃に転居したB町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い前述の国民年金被保険者資格を喪失し、58年9月9日付けで国民年金の再加入手続が行われている記録が確認できる。この再加入手続時期を基準とすると、当該期間の国民年金保険料については過年度保険料として納付することが可能であったところ、オンライン記録では、申立期間④と⑤の間の57年9月及び申立期間⑤直後の58年1月から同年3月までの期間の保険料は納付済みとされていることが確認でき、当該保険料は過年度保険料として納付されたものと推認できることから、当該期間の保険料のみを納付し、申立期間④及び⑤の保険料を納付しなかったとする合理的な理由は見いだせない。

このほか、申立期間⑥及び⑦については、上述の再加入手続時期（昭和58年9月9日）を基準とすると、当該期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能であったところ、申立人の国民年金加入手続が行われた同年9月の保険料は、現年度保険料として納付されていることが確認でき、再加入手続をしたにもかかわらず、手続した同年9月の保険料のみを納付し、その直前直後である申立期間⑥及び⑦の保険料を現年度保険料として納付していないのは不自然である。

3 一方、申立期間①については、前述の当初の国民年金加入手続時期（昭和53年3月頃）において、既に2年の時効が成立していたことから、妻は遡

って国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月から53年3月までの期間、54年4月、57年3月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、58年4月から同年8月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月及び同年5月
② 昭和60年6月から61年3月まで

私は、若い頃から国民年金に加入し、きちんと国民年金保険料を納付していたが、社会保険事務所（当時）からの通知により、申立期間①の保険料は未納とされ、申立期間②は国民年金の未加入期間とされていることを初めて知った。夫は役所に勤務しており生活も安定していたので、保険料を未納にすること、及び納付している途中で国民年金をやめる手続きをすることは考えられない。保険料の納付を証明するものは無いが、引き続き保険料を納付していたので申立期間①及び②について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無く、申立期間①は2か月と短期間である。

また、オンライン記録、戸籍及び戸籍の附票によると、申立人は、国民年金に加入中の昭和57年5月頃、婚姻に伴ってA町へ転居し、その後、4年3月にB市へ転居していることが確認できる。A町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年1月に国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料は、昭和58年度まで納付済みとされているが、申立期間①直前の59年度の保険料は未納とされている。しかし、オンライン記録及び転居後のB市の国民年金資格・納付記録においては、当該年度の保険料は、納付済みとされており、これら申立人の保険料の納付記録に食い違いがみられることについて、

同市によると、記載漏れの可能性があるとしており、行政側の納付記録については記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれ、申立人が申立期間①の保険料も引き続き納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②において、申立人は、国民年金保険料を納付している途中で国民年金をやめる手続をしたことは無いとしているところ、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、申出をしなければ被保険者の資格を喪失しないこととされている。A町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和60年6月8日に任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認できるほか、オンライン記録及びB市の国民年金資格・納付記録のいずれにおいても申立期間②の始期に当たる同年6月8日に任意加入被保険者の資格を喪失し、その後、61年4月1日に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまで、申立人が、国民年金に加入していた形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間②において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から照会があった申立期間については、B社からA社に移った時期であるが、この間も途切れることなくいずれかの事業所に籍を置き勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社から提出された従業員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、関連会社であるB社及びA社に継続して勤務し(昭和47年7月1日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和47年8月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、オンライン記録におけるA社の資格取得日が厚生年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の資格取得日を昭和47年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から24年1月1日まで

年金事務所から、資格取得日は分かるが、資格喪失日が分からない、氏名及び生年月日が私と同一のA社の厚生年金保険の被保険者記録が見付かったとの連絡があった。

A社に入社してからB社に転職するまで、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、資格喪失日の記載は無いものの、昭和21年5月1日に資格を取得し、22年5月に標準報酬月額の改定の記録が記載されている申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、i) 申立人がA社の同僚として記憶する複数の同僚の姓が同社の被保険者名簿で確認できること、ii) 申立人が記憶する同社の業務内容は商業登記簿謄本の記載内容と符合していること、iii) 申立人が結婚に際してまとめたアルバムに記載した「A社の思い出」には同社での思い出や退職時の状況が記されていることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同一

の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらず、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録には前述のとおり資格喪失日の記載が確認できないところ、i) 前述のアルバムに貼付された、申立人がA社を退職する際に同僚から贈られたとする俳句等の寄せ書きには、10月の季語が使用されていること、ii) 申立人は同社で昭和23年4月1日に資格取得した9人の同僚の氏名や、多数の者が入社してきたことを記憶していないことから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも22年9月末までは同社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年10月1日から24年1月1日までに、A社は既に解散しており、同社の当時の事業主及び取締役は既に他界している上、同社の同僚で連絡先が確認できた者に照会するも回答を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8525

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 22 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 15 年 4 月

A 法人には、平成 13 年 10 月 22 日に入社し、同日から正社員として勤務したが、私の厚生年金保険の被保険者記録は、同年 11 月 1 日からとなっており、申立期間①の記録が無い。同年 10 月 22 日から継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているため、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、平成 15 年 4 月の標準報酬月額が支給された額より低い額として記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A 法人から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、当該期間において、30 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、36 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確

認できる申立人の報酬月額から 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賃金台帳において確認できる報酬月額に相当する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A 法人から提出された申立人のタイムカード及び社員名簿並びに雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、同法人に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該期間の保険料の控除について、A 法人は、「当時の保険料控除の方法は不明である。」と回答しているところ、同法人から提出された賃金台帳によれば、申立人は、厚生年金保険の資格取得月である平成 13 年 11 月から資格喪失月の前月である 24 年 12 月までのいずれの給与においても 1 か月分の厚生年金保険料が控除されており、申立人の被保険者としての月数と保険料控除の回数は一致していることが確認できる。

また、A 法人は、「申立人の退職時に健康保険被保険者証の資格取得日が、厚生年金保険の資格取得日と同日の平成 13 年 11 月 1 日であることを確認した。当時の社会保険事務の取扱い及び申立人の入社日が厚生年金保険の資格取得日となっていない理由は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月及び同年7月は14万2,000円、同年8月及び同年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月1日から同年12月1日まで

私は、A社を平成22年11月30日に退職したが、年金記録を確認したところ、同社における資格喪失日が同年6月1日とされている。

明細書等により平成22年11月30日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことが確認できるため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人から提出された申立期間に係る明細書及び預金通帳により、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成22年6月及び同年7月は14万

2,000円、同年8月及び同年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、資格喪失日が平成22年6月1日となっていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は37万9,000円、申立期間②は22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月26日
② 平成17年3月29日

私は、申立期間①及び②について、A社から賞与が支払われているにもかかわらず、賞与の記録が無いことになっている。当該賞与の振込みが確認できる銀行預金通帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳の振込記録並びにA社から提出された申立人に係る平成16年分及び17年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は37万9,000円、申立期間②は22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、上記所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る賞与の支給が確認できる全ての被保険者について、その賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月1日、16年6月2日、17年6月24日、18年6月22日及び19年6月25日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成16年6月
③ 平成17年6月
④ 平成18年6月
⑤ 平成19年6月

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「上期役員賞与支給明細」及びA社から提出された「事業主からの自主的な申出にかかる『申出者リスト』」により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、上記申出者リストの記載から、申立期間①は平成15年7月1日、申立期間②は16年6月2日、申立期間③は17年6月24日、申立期間④は18年6月22日、申立期間⑤は19年6月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8529

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は12万円、同年12月26日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事務担当者から提出された申立期間に係る賞与の支給及び控除の記載された資料（以下「賞与資料」という。）、複数の同僚が保管する賞与明細書、銀行から提出された預金元帳及び課税庁から提出された平成15年分の給与支払報告書から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は12万円、申立期間②は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、申立期間①を当該期間に係る同僚の標準賞与額の記録から平成15年8月20日、申立期間②を賞与資料から同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月16日から44年1月1日まで
昭和43年12月31日まで、A社本社の研究所に在籍し、44年1月1日から同社B工場に異動した。この間継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が引かれていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人と同時期にA社から同社B工場に異動した同僚の人事記録により、申立人は、昭和43年12月31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の労働規約には、厚生年金保険料を給与より控除する旨が規定されている上、同社は、「当時の資料が無いため不明であるが、通常、給与から厚生年金保険料は控除しており、転勤や組織変更であっても控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が

所持している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 43 年 12 月 16 日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8531

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年7月23日は7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成16年度夏期賞与」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記「平成16年度夏期賞与」において確認できる賞与額から、7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、A社の回答及び同僚の当該期間に係る賞与の支給日から、平成16年7月23日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8532

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万4,000円、申立期間②は26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成16年12月10日

私は、A社に勤務中、夏季と冬季に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①及び②の賞与の記録が無い。夫も同社に勤めており、当該期間の賞与の記録が無かったが、第三者委員会に申立てをして、厚生年金保険の記録は訂正された。

夫と同様に申立期間①及び②については、A社から賞与を支給され、保険料も控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、申立人から提出された「平成16年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」、銀行から提出された普通預金元帳、同僚の賞与計算書及び源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る「平成16年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」及び銀行の普通預金元帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万4,000円、申立期間②は26万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月20日から28年7月23日まで
② 昭和34年9月21日から35年12月21日まで

平成26年2月、年金事務所から連絡があり、脱退手当金を支給済みの被保険者記録があることを聞いた。A社では厚生年金保険に加入していたことも知らなかった。B社では結婚していないと、脱退手当金はもらえないと言われたため請求しなかった。脱退手当金の請求書を提出した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和36年12月26日に支給決定されたこととなっているとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である35年12月21日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者24人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できるのは3人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金支給決定の約6か月後、新たに申立人が厚生年金保険の被保険者となった事業所において、申立期間と同一の被保険者記号番号で資格取得手続きが行われていることを踏まえると、申立人が当該期間の脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3734

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から平成8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から平成8年7月まで

私は、昨年末に年金事務所を訪ねたところ、私の年金記録に関しては名前の記録すら無い状況であった。そのため、市役所へ行き納付記録を調べてもらうようにと言われ、市役所へも行ったが、古いデータは記録を残していないと言われた。申立期間については、母親が国民年金の加入手続を行い、婚姻前は母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、婚姻後は妻が保険料を納付していたことを私は覚えている。申立期間のうち、昭和63年8月以降については、私の名義の金融機関口座の通帳記録を見ると、保険料を納付していた記録があった。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月頃に払い出されており、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に35年10月に国民年金被保険者資格を取得し、当該被保険者資格については、37年4月に喪失する事務処理が行われたことが確認できる。オンライン記録では、その後、当該国民年金手帳記号番号を用いて平成25年12月に申立人に対して基礎年金番号が付番されており、申立人は、上述の昭和37年4月以降、何ら年金制度には加入していなかったこととされているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたとして申し立てている。

しかしながら、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間のうち婚姻（昭和38年6月届出）前の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする母親は既に亡くなっている上、婚姻後の保険料を納付していたとする妻は、保険料を納付していたと思うが記憶は薄れてきているとするなど、記憶が明確ではないことから、申立人に係る申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号については、原則、被保険者が初めて国民年金の加入手続を行った場合に払い出され、従前に被保険者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた場合には、新たに番号を払い出さずに従前の番号を用いて、継続して被保険者の記録を管理することとされていたことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、前記の昭和 36 年 1 月頃に払い出された番号を用いて、再度、被保険者資格を取得する必要があった。しかし、申立人は、婚姻前後を通じ現在に至るまで A 市に居住しており、同市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、前記の 37 年 4 月の被保険者資格の喪失後に、再度、被保険者資格を取得したとする記載は無いこと、及び申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことを踏まえると、申立人については、再度、被保険者資格を取得する手続が行われていなかったものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親及び妻は申立人に係る申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、婚姻後の国民年金保険料を納付していたとする妻は、国民年金加入期間の保険料はおおむね納付されているものの、妻の被保険者資格については、婚姻前の昭和 35 年 10 月から 60 歳に到達する前月までの期間において継続していることから、申立期間において被保険者資格を喪失し、国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、妻の保険料が納付されていることをもって、申立人に係る申立期間の保険料が納付されていたと推認することまではできない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月以降の国民年金保険料を納付していたとする資料として、申立人名義の金融機関口座の通帳記録の写しを提出しており、当該通帳記録の記載からは、同年 8 月から平成 11 年 12 月までのうちの 72 か月分の保険料が、延べ 72 回にわたり不定期に口座振替により納付されていたことがうかがえる。しかし、当該通帳記録については、i) これら延べ 72 回にわたる不定期な記載は、妻の不定期に保険料が納付済みとされている納付状況に対応していること、ii) 記載されている金額は、いずれも一人当たりの保険料月額相当額のみであること、iii) 国民年金制度において、第 1 号被保険者の被保険者期間は、60 歳到達月の前月までとされているところ、申立人については当該通帳記録に記載がある期間（昭和 63 年 8 月から平成 11 年 12 月まで）の途中である 8 年*月時点において、既に 60 歳に達していたのに対し、妻については通帳記録の最終記載がある 11 年 12 月時点において、まだ 60 歳に達していなかったことを踏まえると、当該通帳記録をもって、申立人に係る申立期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、母親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から41年12月まで

私は、国民年金制度が始まった頃から3か月に1回、自宅に来ていた民生委員（集金人）に、国民年金保険料（300円）を納付していた。昭和36年*月に夫が亡くなったので、遺族年金を受給しながら保険料を納付していたが、41年12月頃になって、その民生委員から、遺族年金をもらっている人は国民年金をもらえないと言われ、保険料を納付するのをやめたが、その後、やはり国民年金はもらえるとわれ、再度、納付するようになった。ねんきんダイヤルによると、私の氏名は「AB」と登録されているとのことだが、私の住んでいた町内に「A」という名字の家は一軒も無く、年金記録を転記する際に、私の申立期間の年金記録が「AB」の記録となってしまったと思う。民生委員は亡くなっており、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から、3か月に1回、自宅に来ていた民生委員に申立期間の国民年金保険料（300円）を納付していたとしており、その主張する集金方法及び保険料金額については、当時の国民年金制度と矛盾は無い。しかし、申立人は、保険料を納付していたとする民生委員は既に亡くなっているとしているほか、申立期間の終期を昭和41年12月とし、この時期を終期とする記憶は明確ではないことから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、ねんきんダイヤルに問い合わせた際、氏名が「AB」と登録されていたと聞いたので、申立期間の年金記録が消えてしまった可能性があるとして申立てを行っているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システ

ムでは、C市において「AB」の氏名で国民年金に加入していた被保険者は見当たらないことから、申立人の国民年金保険料の納付記録に誤りが生じていた可能性はうかがえない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月頃に払い出されているところ、i) 国民年金保険料の納付記録は、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳のいずれも国民年金手帳記号番号に基づき管理されていたこと、ii) 申立人は、町内に「A」という名字の家は一軒も無かったとしており、保険料の集金を行っていたとする民生委員は、近隣で商売をしていた地区の状況をよく知る人であったとしていることから、申立期間の保険料の納付記録が他人のものと取り違えられて管理されていたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和35年10月（国民年金保険料の納付開始は36年4月）に、上述の国民年金手帳記号番号で国民年金の強制加入被保険者として資格を取得しているものの、その後、遺族年金（厚生年金保険）の受給権を取得した翌月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。遺族年金の受給権者については、制度上、国民年金の任意加入対象者となることから、当時、申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行ったものと考えられ、その後、申立人が国民年金に任意加入した52年7月まで国民年金に加入した形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して集金が行われたとは考え難く、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（福島）国民年金 事案 3736（静岡国民年金事案 1617 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年9月までの期間及び59年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から57年9月まで
② 昭和59年1月から61年3月まで

私は、自営業を始める前に勤めていた会社の社長に勧められて、退職後の昭和56年6月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、最初の2か月分の国民年金保険料は私自身が市役所で納付し、その後は、店の経理担当者、手伝いに来ていた姉や息子に保険料を納付してもらっていた記憶がある。金銭出納帳にも保険料を支払ったことが記載されているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかないとして、前回（申立期間は、56年5月から62年7月まで）申立てを行ったところ、平成24年6月8日付けで、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までについては納付記録の訂正が必要な期間として年金記録のあっせんを行うとする通知を受け取った。

今回、前回年金記録の訂正が認められなかった期間の一部である昭和56年5月から57年9月までの期間及び59年1月から61年3月までの期間について国民年金保険料を納付したことを示す新たな事情は無く、新たに資料を提出することはできないが、当該期間について年金記録の訂正が認められないことに納得できないので、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までについては、i) 申立人から、申立期間の国民年金保険料納付を裏付ける資料として、57年12月から59年2月までの金銭出納帳が提出されており、同帳において、その記載内容等から、その当時使用されていたものであることがうかがえ、58年1

月 20 日、同年 4 月 15 日、同年 7 月 15 日及び同年 12 月 13 日の 4 か所に「国民年金」とする支出金額の記載があること、ii) 申立期間当時、保険料は、3 か月を一期として、各期の翌月末までに納付することとされていたところ、当該日付のうち、同年 1 月 20 日、同年 4 月 15 日、同年 7 月 15 日については、57 年 10 月から 58 年 6 月までの保険料を各期の納期限内に納付した場合に想定される納付日と符合しているほか、同年 12 月 13 日についても、その時点で、第 2 期である同年 7 月から同年 9 月までの保険料を納付することが可能な日付であり、第 3 期の保険料に相当する同年 12 月 13 日付けの記載金額が、その時点で納付可能な第 2 期の保険料額を併せた金額を上回っており、同年度において第 1 期と第 3 期の保険料を納付しながら、あえて第 2 期の保険料のみ納付しないことは考え難く、同年 7 月から同年 9 月までの保険料について、第 3 期の保険料と併せて納付されたと考えても不自然ではないこと、iii) 記載されている支出金額をみると、それぞれの日付から想定される納付対象期間の保険料額とは一致していないものの、想定される保険料額より低い箇所は無く、いずれも当時保険料として記載されていたものと考えられることなどを判断理由として、一方、前回の申立期間のうち、56 年 5 月から 57 年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から 62 年 7 月までの期間については、i) 申立人から提出された金銭出納帳は 57 年 12 月から 59 年 2 月までの期間に係るものであるにも関わらず、上述の 4 か所以外に保険料の支出に係る記載は見当たらないことから、当該期間において、これら記載から想定される納付対象期間以外に保険料納付が行われていた可能性は低いものと考えられる上、このほかの期間に係る保険料の支出状況を確認できる関連資料も無いこと、ii) 申立人及びその息子に聴取しても、金銭出納帳の記載に係る説明のほか、申立期間に係る保険料納付に関する具体的な供述を得ることはできず、当時の保険料納付の状況が不明な上、申立人は、申立期間内の 61 年 5 月頃に別の町に転居したとも述べているが、これは、申立期間における保険料納付に関する主張と一致しておらず、申立内容に不合理な点もみられることなどを判断理由として、既に、年金記録確認静岡地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 24 年 6 月 8 日付けで、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 12 月までについては納付記録の訂正が必要な期間として年金記録のあっせんを行うとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の申立てにおいて記録の訂正が認められなかった期間の一部を申立期間としているものの、申立内容は、前回の主張内容の繰り返しであり、申立人は、国民年金保険料を納付したことを示す新たな事情は無く、新たに資料を提出することはできないとしていることから、これは年金記録確認静岡地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月頃から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 10 日から 43 年 9 月頃まで

私は、昭和 39 年 7 月頃に A 事業所に入社し、退社した 43 年 9 月頃まで B 職の仕事をしていた。

しかし、年金記録を確認したところ、A 事業所に係る厚生年金保険の記録が 1 か月しか無く、納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の証言により、申立期間②については、退社した時期を特定することはできないものの、申立人は、同事業所の資格喪失日（昭和 40 年 6 月 10 日）以降も継続して勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間①については、上記複数の同僚から申立人が A 事業所に勤務していたことがうかがえる証言は得られず、同事業所は、平成 16 年 2 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記複数の同僚が、「社会保険の加入は選択できた。」、「B 職担当の給与は歩合制で、社会保険に加入していない人が多かった。」と証言しているところ、当該同僚の 1 人が当時の B 職担当として名前を挙げた 5 人のうち 4 人は A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同事業所においては、必ずしも従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A事業所に係る厚生年金保険の記録が1か月しか無いのは納得がいかない。」と主張しているが、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日及び資格喪失日は、昭和40年6月1日及び同年6月10日と記録されているところ、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びオンライン記録と一致しており、申立人の記録に不自然な状況は見当たらない上、上記複数の同僚の一人は、「社会保険に加入した後、途中でやめる人もいた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8535

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 4 日から 50 年 1 月 1 日まで
申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社の回答及び複数の同僚の証言並びに申立人から提出された昭和 49 年 6 月 23 日の日付が確認できるA社の社員旅行の写真により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の給与から保険料を控除したかは不明である。」と回答している上、複数の同僚に照会しても、申立人の保険料控除についての証言は得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間及びその前後にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 10 人全員に、同社に係る雇用保険の記録が確認できるが、申立人には同社に係る雇用保険の記録が確認できない上、同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8536

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 10 日から 41 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 39 年 7 月 10 日から 41 年 3 月 25 日まで、A社に住み込みで働いた。記録が無いのは納得がいかない。なお、私の当時の住所録に記載のあるB社、土地の名前が付いたC社又はD社に登録されているかもしれない。調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、申立人を記憶していること及び申立人は、同社での勤務内容を詳細に記憶しており、その内容が同僚の証言と符合していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、「入社して1年から1年半後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

一方、オンライン記録によると、B社及びD社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時のB社の事業主は死亡しており、D

社の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る両社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間にB社及びD社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間に両社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

さらに、B社及びD社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録において、C社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人は同僚の氏名等の記憶が無いことから、同社における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8537（愛知厚生年金事案 239、1437、2333、6661、7370、7651 及び中部（愛知）厚生年金事案 8283 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間について、今までに 7 回申し立てたが、認められなかった。

今回、昭和 27 年 4 月 1 日に A 社に同期入社した同僚から、入社後の早い時期に健康保険被保険者証を受け取ったとの証言を得たので、再度、調査審議して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、申立人が昭和 27 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことが推認できるものの、i) 複数の同僚の証言、B 社の回答等から、当時 A 社では、全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないと認められること、ii) 申立人が提出した資料等（申立期間当時の写真、B 社の従業員雇入者名簿の写し、年金相談時・裁定時の資料、同僚の年金手帳の写し）からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 8 月 28 日付け、21 年 7 月 8 日付け、22 年 2 月 17 日付け、23 年 11 月 16 日付け、24 年 7 月 4 日付け及び 25 年 3 月 13 日付けで、年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づき 26 年 2 月 13 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の 8 回目の申立てに当たり、申立人は、同期入社と同僚が入社後の早い時期に健康保険被保険者証を受け取ったと証言していることから、申立期間に

ついて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとしている。

しかしながら、当該同僚は、現在までの申立人の申立てに係る調査において、健康保険被保険者証の取扱い等について、「正確な記憶が無い。」と回答しているところ、今回、改めて健康保険被保険者証の受取時期について確認したものの、「覚えていない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける証言等は得られなかった。

また、申立期間当時のA社では、健康保険と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえることについては、これまでに通知しているところである。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8538

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月頃から 49 年 6 月頃まで

A社の経営する店舗のBにおいて、申立期間に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、勤務していたと主張するBについて、「商業施設のC内にあった店舗のBは、A社が経営し、本社はD県E市にあった。Bには、私、店長、役員一人、ほかに一人とアルバイト数人ぐらいが勤務していた。私は、アルバイトから正社員になり、厚生年金保険に加入した。」と主張し、申し立てしているところ、申立人の記憶する店舗のBの店長及びA社の役員は、申立期間において、D県E市を所在地とする同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人の記憶と一致することから判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社の経営する店舗のBにおいて勤務していたことについては推認できる。

しかしながら、A社は、当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除について、不明としている。

また、申立人の申立期間当時の雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについて、申立人が記憶するA社の役員に照会するも回答を得ることはできず、店長は既に他界している上、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録のある者に照会しても、申立人について記憶している者はおらず、証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録について、「社会保険事務所（当時）から、私と同じ氏名の記録がある旨の電話をもらったことがあるが、そのままにしていたら記録が消された。」と主張しているところ、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、既に申立人の基礎年金番号に統合されているF社、G社及びH社に係る被保険者記録のほかには、申立人と同姓同名であり、申立人の記録と考えられる未統合の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8539（三重厚生年金事案 337 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 31 日から 40 年 5 月頃まで
② 昭和 41 年 1 月 20 日から 45 年 3 月頃まで
③ 昭和 45 年 8 月 20 日から 50 年 12 月頃まで

私は中学校を卒業後から昭和 50 年 12 月までの間、A 社、B 社及び C 事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いため、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして申し立てたところ、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、前回の結果に納得できない。新たな資料は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る当初の申立てについては、i) A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られないこと、ii) 申立人が記憶する同僚は連絡先不明であるため、同社で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人を覚えていないとの回答をしていること、iii) 同社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答をしていること、申立期間②に係る当初の申立てについては、i) B 社は昭和 57 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会したところ、当時のことは覚えていない旨の回答をしていること、ii) 申立人は同社の同僚の氏名等を覚えていないため、同社で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人の勤務時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできないこと、申立期間③に係る当初の申立てについては、i) C 事業所は 47 年

10月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間③のうち同日以降については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 当時の事業主は入院中であり、経理担当であったその妻も他界している上、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の事業主を除く役員等関係者も不明であること、iii) 申立人は同事業所の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間③の一部において同事業所で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、当該同僚は「申立人はあまり長くは働いていなかったと思う。また、申立人の勤務時期等については記憶していない。」と回答している上、他の同僚は「当時C事業所では、勤務期間が短い人が多かったので、入社後半年ぐらいは様子見で従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答していることなどのほか、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に年金記録確認三重地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年2月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで

A事業所退職後の昭和39年7月22日に脱退手当金が支給された記録となっているが、請求した覚えは無く、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。